

## I. 「(仮称) 普天公園基本構想 (たたき)」本編

### 1. 普天間公園基本構想 (たたき) について

#### (1) 上位関連計画・方針等における普天間公園 (仮称) の位置付け

普天間公園 (仮称) の整備検討は、平成 8 (1996) 年 12 月の沖縄に関する特別行動委員会 (SACO : Special Action Committee on Okinawa) 最終報告における普天間飛行場の全面返還合意後、平成 14 (2002) 年に沖縄県が策定した『沖縄県広域緑地計画』において、100ha 以上の広域公園整備として位置付けられたことが起点となる。

周辺地域及び広域上の防災拠点及び中南部における自然共生回廊の拠点を形成し、交流文化による発展を目指す県土の中心となり、大規模軍用地返還の記念となるシンボル公園として創造すること、県、国及び関係自治体が協力して具体化を推進すること等が示された。

平成 18 (2006) 年 2 月には普天間飛行場跡地利用計画の基本となる『普天間飛行場跡地利用基本方針』が策定され、都市機能整備の一つとして、広域防災性や公園の整備水準を高めるとともに、振興の拠点として産業、高次都市機能の導入を促進する効果等にも期待して大規模な (仮) 普天間公園を整備することが定められた。

一方、平成 22 (2010) 年 3 月策定の『沖縄 21 世紀ビジョン』においても、基地跡地を活用した平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を図ることが、平成 24 (2012) 年 5 月策定の同ビジョン基本計画では、当該公園の整備を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進することが示された。

平成 25 (2013) 年 1 月に策定された『中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想』は、日米安全保障協議委員会 (SCC : Security Consultative Committee、いわゆる「2 + 2」) による「再編実施のための日米のロードマップ (平成 18 (2006) 年 5 月)」において全面的又は部分的返還の検討が示された嘉手納飛行場より南の 6 つの施設の連携した跡地利用の方向性を示すものである。同構想においても、「駐留軍用地跡地の緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことによる広域的緑地ネットワークの形成」、「各跡地における地区面積の 20% 程度以上を目安とした公園・緑地の確保」、そして、「中南部都市圏における緑の拠点、平和希求のシンボル及び広域防災拠点としての (仮称) 普天間公園の整備」が、広域的公園・緑地整備の基本方針として掲げられた。

同年 3 月には、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた『全体計画の中間とりまとめ』が策定され、「緑の中のまちづくり」を目標とし、都市基盤施設として都市全体の価値や魅力を高める公園等の施設緑地 (少なくとも 100ha 以上) を整備するため、広域計画に基づく (仮称) 普天間公園を整備すること等が掲げられた。

その『全体計画の中間とりまとめ』の更新版が、『全体計画の中間とりまとめ (第 2 回)』 (令和 4 (2022) 年 7 月) である。返還等の見通しや関連計画の進捗、その後の調査の進展、社会状況等の変化を踏まえ、跡地利用計画の策定に向けた中間的な成果を

更新することとし、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年 5 月）」を反映させて策定した。『全体計画の中間取りまとめ（第 2 回）』においても「公園・緑地と都市的土地利用が融合した大規模公園エリア」として、（仮称）普天間公園の整備の方針が継承されている。

表 上位関連計画・方針等における普天間公園（仮称）整備の位置付け

計画書・方針等	概要
沖縄県広域緑地計画 (H14 沖縄県)	* 100ha 以上の広域公園として(仮称)普天間公園を整備 周辺地域及び広域上の防災拠点・自然共生回廊の形成、交流文化による発展を目指す県土の中心となり、大規模軍用地返還の記念となるシンボル公園として創造し、県、国及び関係自治体が協力して具体化を推進する
普天間飛行場跡地利用基本方針 (H18 沖縄県・宜野湾市)	* 大規模な(仮)普天間公園を整備 広域防災性や公園の整備水準を高めるとともに、振興拠点としての産業、高次都市機能の導入を促進する効果等に期待
沖縄 21 世紀ビジョン (H22.3 沖縄県)	* 平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を図る
沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (H24.5 沖縄県)	* 平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取り組みを促進する。
中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 (H25.1 沖縄県・関係市町村)	* 中南部都市圏における先導的な緑の拠点として、平和希求のシンボル及び広域防災機能の拠点となる大規模公園((仮称)普天間公園)を整備 (大規模公園は概ね 100ha 程度を想定)
普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた『全体計画の中間とりまとめ』 (H25.3, H26.3 改訂 沖縄県・宜野湾市)	* 緑の中のまちづくりを目標とし、都市基盤施設として都市全体の価値や魅力を高める公園等の施設緑地(少なくとも約 100ha 以上)を整備するため、広域計画に基づく(仮称)普天間公園を整備(緑地の拡大、振興拠点となる交流空間の整備、広域防災機能)
沖縄県広域緑地計画 (H30 沖縄県)	* 広域緑地の将来像の中で、普天間に拠点緑地を位置付け。予定都市公園(広域公園)「普天間跡地(仮)」100ha とし、防災と交流の文化の中心となる広域のみどりの拠点とみどりの地区を配置
新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (R4.5 沖縄県)	* 平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実現に取り組む
普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた『全体計画の中間とりまとめ(第 2 回)』 (R4.7 沖縄県・宜野湾市)	* 「みどりの中のまちづくり」の実現に向けて、公民連携の下、公園・緑地と都市的土地利用が融合した大規模公園エリアを整備。都市基盤施設として、都市全体の価値や魅力を高める公園・緑地(少なくとも約 100ha 以上)を整備

## (2) (仮称) 普天間公園基本構想(たたき)の検討経緯

平成 23 (2011) 年 3 月、『中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査』において普天間飛行場跡地における広域緑地及び大規模公園の考え方、その設置検討の必要性が示された。

このため、沖縄県及び宜野湾市は、普天間公園(仮称)の広域緑地方針を設定するための調査を平成 23 (2011) 年度に実施。広域緑地(普天間公園等)検討委員会等を通して広域緑地方針のコンセプト案及び基本方針を検討し、平成 24 (2012) 年 3 月、『広域緑地(普天間公園等)の計画方針』をとりまとめた。

同調査以降、跡地利用計画策定に向けた取組みとは別に、緑地等に特化する形で普天間公園(仮称)の整備等について検討調査を実施している。

平成 26 年度には、広域防災拠点機能の検討や関連調査・計画の現状把握を行うとともに、有識者への意見聴取を行った。

平成 27 (2015) 年度には、これまでの検討内容及び普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた『全体計画の中間取りまとめ』で示された、公園等の施設緑地整備のための(仮称)普天間公園の整備について検討を深めるため、有識者や行政関係者等で構成する(仮称)普天間公園等懇談会を設置し、公園のコンセプト等について検討した。平成 29 (2017) 年 3 月、その成果として『普天間公園(仮称)への提言書』をとりまとめた。

その後の跡地利用全体の検討においては、大規模公園に関して提言書の内容も踏まえつつ、復帰 50 周年の節目を意識し跡地利用計画(素案)策定を目標とした作業が進められた。これに連動する形で普天間公園(仮称)に関しても基本構想(たたき)の策定に向けて調査を行い、令和 2 (2020) 年 3 月には、普天間公園(仮称)の整備実現に向けた考え方を整理した「(仮称)普天間公園基本構想(たたき)」をとりまとめた。

その後、令和 4 年 7 月に跡地利用計画策定に向けた中間的な成果として「全体計画の中間取りまとめ(第 2 回)」が策定されたことから、同計画の緑地の考え方を踏まえた上で、今回「(仮称)普天間公園基本構想(たたき)」を更新するものである。

表 普天間公園(仮称)に係る方向性

方針・提言	内容
<p>広域緑地(普天間公園等)の 計画方針 (H24.3 沖縄県・宜野湾市)</p>	<p>【視点】「自然環境」「歴史・文化」「沖縄振興」 【基本方針】①自然環境の保全・再生 ②自然環境と人間の共生 ③文化財の保全・活用 ④国際交流の拠点形成 ⑤周辺土地利用との連携 ⑥平和希求 ⑦広域防災拠点</p>
<p>普天間公園(仮称)への提言書 (H29.3)</p>	<p>【理念】琉球＝沖縄の歴史・文化の基盤を形成する「シマの基層」を踏 まえて、21世紀の「万国津梁」をつくりだす 【提言】 ①戦後長きにわたり米軍によって使用され、住民の苦悩が続いた普天 間飛行場の返還跡地にこそふさわしい、未来に向けたアジア太平洋 の平和の架け橋として、人々が自由に集い、交流し、多様な文化が つながる「21世紀の万国津梁」の舞台を創る ②琉球の基層的な文化は、土地固有の自然環境の上に成り立ったも のであり、その風土に育まれた暮らしの知や精神文化が形に表され たのが御嶽や湧泉、集落構造などの歴史文化資源であるといえる。 普天間飛行場跡地や周辺地域に残る水系、緑、文化資源、絆など の重層的な諸要素を「シマの基層(風土に根差した琉球の文化)」の 総体として保全・活用し、沖縄のアイデンティティを継承・発信する舞 台を創る ③沖縄の豊かな自然と文化を生かした「ランドスケープイニシアティブ (緑が先導するまちづくり)」により、普天間飛行場跡地や周辺地域全 体を“アジアのダイナミズムを取り込んだ活力にあふれる拠点”とし、 沖縄の固有性に立脚する自立的発展、ひいては我が国の経済発展 に貢献する、世界の人々を魅了する沖縄振興の舞台を創る</p>
<p>(仮称)普天間公園基本構想(た たき) (R2.3)</p>	<p>【基本方針の検討】 ①万国津梁の舞台 ・多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る ②沖縄のアイデンティティ(シマの基層)を継承・発信する舞台 ・歴史的風土と自然環境の再生 ・地域に育まれた自然と共生する暮らしの継承 ③ランドスケープイニシアティブによる沖縄振興の舞台 ・跡地利用計画におけるまちづくりの実現 ・新たな産業を支える質の高いオープンスペースの創出 ・防災・減災の拠点化 ・新たな公園マネジメントの展開</p>

## 2. 普天間公園(仮称)の基本理念

平成8(1996)年、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告」において、普天間飛行場の全面返還が合意された。

普天間飛行場はその後、米軍再編の枠組みにおいても、「再編実施のための日米ロードマップ」で嘉手納飛行場より南に位置する6つの施設の一つとして返還を検討することが示され、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(平成25(2013)年)」では、返還の条件・手続とともに、2022年度(平成34会計年度)またはその後に返還可能である旨示されている。しかし、未だ返還の具体的な見通しは立っていない。

普天間飛行場が位置する場所は、かつて複数の集落が存在し古くから人々の生活が営まれており、その地は戦前、サトウキビ畑やサツマイモ畑などの農地として利用されていた。宜野湾集落は、村役場や国民学校、郵便局、病院等が存在する賑わいの拠点として栄え、普天満宮から首里向けに延びる道は重要な参道として琉球国王や王府の役人をはじめとする多くの参拝者で賑わい、約3,000本の琉球松(宜野湾並松)が植え付けられた約5.8kmの道は並松(ナンマチ)街道と呼ばれ親しまれていた。

しかし、沖縄戦により、松並木は伐採され、家屋等は破壊、そして、米軍により強制接収された土地には2,400mの滑走路(後に延長)を有する普天間飛行場が建設され、かつての原風景は跡形無く消え去ってしまった。

このため戦後、疎開先や収容所から戻った住民は基地周辺での暮らしを余儀なくされた。また、戦後の人口増加も相まって、普天間飛行場周辺には飛行場を中心とした密集市街地が形成された。市の中央に位置する広大な飛行場は、宜野湾市の戦後の復興においても、都市機能・交通体系・土地利用など効率的なまちづくりを進める上での阻害要因となり、経済活動にも多大な影響を及ぼしている。

現在、日本の国土面積の約0.6%に過ぎない沖縄県には、米軍専用施設面積の約70.3%が集中している。その中で施設面積約480haに及ぶ普天間飛行場は、沖縄本島中部に位置する宜野湾市の約4分の1の面積を占有し、「再編実施のための日米ロードマップ」が示す嘉手納飛行場より南の6つの施設においては最大である。

また、市の中心に位置し、住宅密集地にも隣接することから世界一危険な飛行場として認知されており、更には、返還合意から現在に至るまでの長期にわたる非常に複雑な背景を抱えた在日米軍施設としても、その存在が国内外に広く知られている。戦後70年以上、普天間飛行場の全面返還合意からは20年余が経過する中、未だ飛行機の離着陸に伴う騒音被害や度々発生する落下物等の事故、航空機事故の危険等に日々脅かされながら生活を続けている市民にとっては、これら危険性が除去され、心穏やかな日常生活を楽しむことが切なる願いとなっている。このような基地に対する不安は、戦後70年以上が経過する現在も各地に基地が点在し、過重な基地負担を背負う沖縄県の県民全体が抱えるものである。このため、平和希求に対する県民の思いはひとかたならぬものであり、基地が返還され、そこにまちが再生することは、平和を希求し続ける沖縄県民の心の再生であると言える。

これらの状況から、普天間飛行場の返還実現は沖縄における在日米軍施設返還の象徴であり、沖縄の基地負担緩和だけにとどまらない我が国の新しい時代の幕開けとして、国家的な

出来事に位置付けられるに相応しいものであると考える。

現在、沖縄県と宜野湾市による普天間飛行場跡地利用計画（素案）に向けた検討では、「世界に誇れる優れた環境の創造～みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり～」を跡地の将来像とし、沖縄を代表する自然と歴史・文化の蓄積に支えられたまちのあり方を継承・発展させ、水と緑と都市機能を融合させる、豊かな地域資源を活かしつつ自律的に発展していくまちづくりの推進が構想されている。在日米軍施設返還の象徴となる普天間飛行場跡地に、戦後の歪みを修復しつつ、地域性を活かした持続的で魅力的な都市を創出し、沖縄の自立的発展及び我が国の経済発展に資する場を形成することは、我が国にとっても重要な課題であり、都市のみどりを牽引する重要な要素として大規模公園、普天間公園（仮称）の整備が不可欠である。

幸いにも、琉球石灰岩に覆われ地下水脈が発達する普天間飛行場一帯には、東西に多くの湧水、在来種樹林地が存在し、沖縄の風土を代表する普遍的な自然環境が良好な状態で残されている。歴史文化的に捉えると、集落跡や屋敷跡、御嶽などの遺跡、風水思想を取り入れた抱護林に囲まれる集落の形成も確認されており、自然と共に生きる琉球文化の基層が見られる貴重な場所でもある。これら当地に残された自然環境や歴史文化遺産を保全・活用することは、厳しい自然環境の中で先人が育んできた「環境と共生する知恵」を継承することであり、新たな環境共生のモデル都市となる潜在性をも秘めている。

現在、普天間飛行場返還跡地における新たなまちづくりを目指す跡地利用計画の策定に向けた検討が行われているが、返還跡地から創出する新たなまちづくりのシンボルとして、そして、平和希求のシンボルとして大規模公園（普天間公園（仮称））を位置付け、国家的プロジェクトとしてその整備を進めて行くことが望まれる。

その公園は、上記の背景やこれまでの苦難の歴史を踏まえ、沖縄県民の平和を希求する想いの下、基本理念を以下のとおり設定する。

#### 【基本理念】

普天間公園（仮称）は、「みどりのの中のまちづくり」の中核として、平和希求のシンボル及び21世紀の万国津梁の舞台となる空間を実現するとともに、風土に根差した持続可能な環境の価値を創造し続けることを通じて、沖縄振興のみならず日本経済の発展、アジア地域の持続的発展を牽引することを目指す。

### 3. 普天間公園(仮称)の基本方針

基本理念を踏まえ、普天間公園(仮称)の基本方針を次のとおり整理する。

#### 基本理念 1 平和と交流の架け橋としての「万国津梁」の舞台

##### 1) 多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る

沖縄戦では、多くの住民が犠牲となり、土地の強制接収による飛行場建設、戦火による家屋などの破壊、松並木の伐採など、かつての風景は失われてしまった。戦後も長きにわたり米軍によって普天間飛行場が使用され、航空機事故の危険性や騒音被害など、住民の生活環境に大きな負担を強いてきた。

これまでの長きにわたる住民の苦悩を分かち合い、普天間飛行場の返還跡地にこそふさわしい、交流や平和を求める心を受け継いでいくものとする。アジア太平洋と日本の中心という立地を生かした「日本とアジア太平洋を結ぶ平和の架け橋」「多様な文化の架け橋」として、多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創ることができる拠点とする。

##### 2) 平和希求のシンボルとなる拠点空間の整備

今後の沖縄のまちづくりに大きなインパクトを与える普天間飛行場跡地において、跡地利用における振興拠点ゾーンの中心施設として、沖縄振興の拠点や跡地のまちづくりの原動力となる普天間公園(仮称)は、すぐれて魅力ある存在となることが求められる。そのため、跡地に残る豊かな自然環境の根幹をなす地下水系を介した水循環や地域の生態系に配慮した緑の保全・創出及び米軍の飛行場であった史実の継承等、沖縄を代表する平和希求のシンボルとなる拠点空間を整備する。

拠点整備に向けては、沖縄を代表する国際的な交流空間にふさわしい優れた風景づくりや産業振興を先導する施設、集客施設の導入等を図る。

##### 3) アジア地域を牽引する持続可能な環境モデルの形成

近年、世界ではプラネタリー・バウンダリー(地球環境の限界)の概念が注目されるようになり、世界的に生物多様性や気候変動に関する動きが加速している。

普天間公園(仮称)においては、近年激甚化・頻発化する自然災害に対して、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを取り入れながら、自然と共生する社会を実現する生物多様性の確保、気候変動に対応する脱炭素化に向けた取組を積極的に実施し、取組成果をアジア地域に応用・展開することを見据えた持続可能な環境モデルとなる都市を形成する。

### 1) 歴史的風土と自然環境の再生

普天間飛行場は、沖縄本島中南部の代表的な環境である琉球石灰岩台地に立地している。石灰岩台地は、上流から流れ込んだ水を浄化しながら地下に水を蓄える働きを持っており、地下に蓄えられた水は、水量豊かな湧水となって、地域の暮らしや農業を支えてきた。特に、普天間飛行場の西側の湧水は大山地区の水田地帯などを育んできた。

琉球の基層的な文化は、土地固有の自然環境の上に成り立ったものであり、その風土に育まれた暮らしの知や精神文化が形に表されたのが御嶽や湧泉、集落構造などの歴史文化資源であるといえる。首里と普天満宮を結ぶ宜野湾並松街道も、こうして成立した各集落をつなぎ形作られた。

普天間公園（仮称）は、普天間飛行場一帯に残る水系、緑、歴史文化資源などの重層的な諸要素を「シマの基層（風土に根差した琉球の文化）」の総体として保全・再生する拠点とする。

さらに、沖縄戦で失われた自然環境や風土、そして地域の暮らしの原風景を再生し、地域ひいては沖縄のアイデンティティを継承・発信する場とする。

### 2) 地域に育まれた自然と共生する暮らしの継承

普天間飛行場一帯にはかつて、水系や緑地、地形などの自然環境との関わりを大切にしながら、集落での生活や、田畑での耕作、御嶽等での祭祀行事など、先人たちが培った暮らしの知があった。普天間公園（仮称）は、先人が育んだ自然と共生する知恵に学び、米軍基地であった歴史も忘れることなく、地球環境時代の新しい自然と共生する暮らしの実現を図る場としての役割を果たしていくものとする。

また跡地利用においては、土地の接収によって圧迫されてきた周囲の市街地環境の改善も課題であり、ゆとりと潤いのある都市生活に欠かせない公園のあり方を考えることが必要である。普天間公園（仮称）が単独で完結するのではなく、中南部都市圏の駐留軍用地跡地利用の全体像や周辺地域の開発動向、将来動向を踏まえて適切な機能分担や連携を図り、マネジメントを視野に入れて必要な機能・施設を検討するものとする。

**基本理念 3****ランドスケープイニシアティブによる活力あふれる魅力的なまちづくりの中核として沖縄振興に貢献する舞台****1) みどりを戦略的に資産としたまちづくりの実現**

普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」では、「みどりの中のまちづくり」を将来像としている。みどりを資産とすることで国際的な競争力を持つまちづくりを実現するにあたり、普天間公園(仮称)はみどりの空間のシンボルにふさわしい魅力を持つとともに、大小の多様なみどりのネットワークを結びつける拠点としての役割を果たすものとする。

**2) 新たな産業を支える質の高いオープンスペースの創出**

普天間飛行場跡地では、リゾートコンベンション産業や医療・生命科学産業、環境・エネルギー産業等の誘致が検討されている。これらクリエイティブ産業は都市の国際的競争力を高めるといわれ、またクリエイティブ産業従事者(クリエイティブ・クラス)が街に居住することは、企業立地にとどまらず、さまざまな波及効果を生み、魅力あるまちづくりの要素ともなる。

先進性と創造性のある企業のニーズに合致するのは、カーボンニュートラルや持続可能性を追求できるまちであり、また従業者が人間らしい豊かな質の高い生活を送ることのできる環境である。

普天間公園(仮称)では、緑の多面的な機能を最大に生かすとともに、当地の自然と歴史文化(シマの基層)を再構築した沖縄ならではの美しいランドスケープの創出を図る。

**3) 防災・減災の拠点化**

宜野湾市及び普天間飛行場周辺一帯は高密度な市街地が発達しているが、避難地、避難路、防災活動拠点となるオープンスペースが不足している。そのため、大規模かつ高台に位置する普天間公園(仮称)に広域的な防災拠点としての機能を備えることで、公園利用者や地域住民の安全を確保するものとする。またアジアの拠点をめざす沖縄にとって国際的にも災害時の防災機能等を発揮し、貢献していく場とする。

同時に、自然災害や温暖化を防ぎ安全で快適なまちをつくるため、水源涵養や水害防止、熱環境緩和、生態系の維持、ハイリスク地の土地利用コントロールといった緑地の機能を十分生かせる配置・形態とし、減災機能を高める。

**4) 新たな公園マネジメントの展開**

普天間公園(仮称)には、地域の経済発展やまちの質を高める役割が期待されている。近年の潮流として、公園が地域振興に果たす役割が見直され、公園を地域のマネジメントの中に取り込んで運営する、いわゆるエリアマネジメントの動きがみられるが、普天間公園(仮称)はまさにまちと一体となった新たなマネジメント(管理運営)を先

導的に展開するべき施設である。

普天間公園（仮称）は、新たな中心市街地や住宅地に接し、公園内には地域住民が継承してきた歴史文化資源が含まれ、産業振興機能も見込まれる。こうした立地特性や資源を最大に生かし、まちにとっての公園の価値を高めるには、事業者や市民などまちの人々が公園の管理運営に積極的に関わっていく仕組みが必要である。

さらに、普天間飛行場の土地所有状況として、そのほとんどが民有地である中、跡地の将来像である「みどりの中のまちづくり」を実現するためには、従来の公園・緑地に関する制度の枠組みにとどまらず、民有地という所有形態も生かしたエリアマネジメントの仕組みの構築、公共・民間の枠組みを超えた周囲のまちと一体化した公民連携によるボーダレスな緑地空間や新たな整備手法の活用、持続的な緑地空間の管理運営にかかる関係団体との連携が重要となる。

また、接收前からの地域住民で組織される郷友会が湧水（カー）や拝所を管理していることから、市民連携の観点として、歴史文化資源等の管理に地縁団体が関与しやすい仕組みを併せて検討する。